

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリナム	母子保健医療器材整備計画のた めの贈与に関する日本国政府と スリナム共和国政府との間の交 換公文	母子保健医療器材整備計画を実施するために必要な 器材及びその据付けに必要な役務の供与 1. 上記1の生産物の輸送に必要な役務の供与 2. 上記1の器材の維持・管理指導に必要な役務の供与 3. 上記1の器材の維持・管理指導に必要な役務の供与	327,000千円 H16.12.8まで	H15.12.9 パラマリ ボで (同日)	日本側 永井彰在スリナム 臨時代理大使 スリナム側 ザベス・レーフエンス外 務大臣	H16.7.14 344号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

スリナムとの無償資金協力取極一覧